

生涯学習ボランティアの位相性

丸 山 正 次

1 はじめに

「生涯学習ボランティア」という言葉を示されて、本稿の読者は、すぐにその内容をイメージできるであろうか。かくいう筆者は、実はこの言葉をごく最近までまったく知らなかった一人である。もちろん、この合成語のそれぞれの言葉である「生涯学習」と「ボランティア」の方は、その把握が正確なものであるか否かはともかくとして、政治理論を専攻する私のような門外漢でも、ある程度その内容はイメージできるものであった。しかし、両者が結びついたものについてはほとんど考えたこともなかった。

ところが、生涯学習や社会教育（両者は定義によっては異なるものになる）を実施する機関やそれらの研究者たちの間では、「生涯学習ボランティア」という呼称自体は最近のものであっても、「生涯学習」ないし「社会教育」とボランティアとを結び付けるのは、むしろ当り前の様相を呈している。たとえば、ほぼ20年前に出版された全7巻の『講座社会教育』（ぎょうせい、1980年）では、その第6巻が『社会教育ボランティア——発掘・養成・活用——』に当てられているし、社会教育学者宮坂広作も、「民間ボランティアによって、個別分散的に実施されていたもろもろの社会教育事業は、資本主義の危機の段階——帝国主義段階——に入って、公権力にバックアップされるようになる」（『現代日本の社会教育』明石書店、1987年、4頁）と述べて、歴史的にボランティアと社会教育とが結びついていたものであることを指摘していた。もっとも、これらの議論においては後に見るように、両者の結び付け方は、人により、あるいはその議論の内容によりかなり異なって理解されはいる。また、その異なり方が、重要な意味をもつてもいる。しかし、両者が相互に関連しあったものであることは、社会教育ないし生涯学習の世界では、いわば自明の事柄として前提されているのである。

本稿は、このような「ずれ」の解明を議論の目標にしたい。「生涯学習ボランティ

ア」は、生涯学習ないし社会教育の「業界人」には自明の事柄であり、それなりに歴史を積み重ねてきた言葉でもある。それにもかかわらず、なぜ業界の外側にいる者にとってはそうなってきてはいないのか。そこには、おそらくそれなりの理由が隠されていると思われる。この理由を浮き彫りにすることで、この概念が抱える問題に照明を当てていくことにしたいのである。

2 生涯学習とは何か

生涯学習ボランティアを理解するには、まず「生涯学習」とは何かが明らかにされねばならないであろう。

「生涯学習」は、歴史的には一般に、1965年のユネスコ主催の「成人教育推進国際委員会」に出されたP・ラングランのワーキング・ペーパーの標題で使われた「生涯教育 *éducation permanente*」に端を発する言葉として説明されている。また、日本では、1971年の社会教育審議会で生涯教育の言及が初めてなされ、その後1981年の中教審答申で、生涯教育と生涯学習の関係が定義的に言及された。そして、1985年から87年にかけての臨教審の答申では、生涯教育の代りにむしろ生涯学習が用語としては使われるようになり、その後中教審も生涯学習を語るようになって一般化したことが知られている。とくに1990年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定・施行されるに至って、この概念の有権的な解釈ができるがったと言ってよいと思われる。

さて、この法律によれば、生涯学習とは、「国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況」（同法第一条）を指している。つまり、そこでは、生涯学習とは、まさに人の誕生から死別に至る間になされる「家庭教育」「学校教育」「社会教育」などすべての教育を包含する傘概念として理解されている。この場合、現在の支配的な教育機関は「学校」であるから、「学校」の位置付けは相対的に低下し（臨教審の答申が「学歴社会の弊害」を語ったのと、そこにはパラレルな関係がある）、さらに教育を提供する機関についても、単に学校や社会教育行政機関に限らず、民間のカルチャーセンターやさらには市民自身による自発的なサークルまでもが、少なくとも理念的には公設の教育機関と対等な位置を与えられることになった（これもまた、教育機関の選択性、競争性を語る「教育の自由化」論とパラレルであ

ることも明らかであろう）のである。

ところが、この「生涯学習」に資するための施設整備や施策の実施を総称する「生涯学習政策」の観点に立つと、奇妙にも「生涯学習」の意味は限り無く「社会教育」の意味に近づいてくる。それは、例えば、先の法律の10条で設置が決められた「生涯学習審議会」の「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」（1992年）の答申の中にすら認められる。つまり、そこでは、生涯学習推進にあたっての当面の重点課題として、リカレント教育、ボランティア活動、青少年の学校外活動の充実、そして現代的課題に関する学習機会の充実、の4点が挙げられているが、これらの中でリカレント教育だけは「学校教育機関」への成人の回帰的な教育を指しているので「社会教育（社会教育法第2条によれば、「『社会教育』とは学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」、を指す）」とは言い難いが、それ以外はすべて、従前の社会教育で言われてきた「社会教育」を再度「生涯学習」と呼び直したにすぎないのである。

こうした事態は、社会教育の専門家によっても確認されている。たとえば、伊藤俊夫は、生涯学習が求める課題解決型の教育はもともと社会教育に備わっていた内容であることや、生涯学習で重んじられる自発性・自主性の強調も社会教育の特色であり、さらには生涯学習の具体的な中味も社会教育で行われてきたものとほぼ重なることなどの理由から、「臨教審答申以後、『社会教育イコール生涯学習』という受け取り方を加速した面がある」（『生涯学習の支援』実務教育出版、1995年、14頁）と認めているのである。

そもそも先の法律でも「生涯にわたる学習」を具体的に定義してはいないので、生涯学習が社会教育に収斂する可能性はもともと存在してはいたが、学校教育以外のさまざまな教育を一手に引き受けることのできる「社会教育」は、「生涯学習」の受け皿としてはもっともその政策的継続性が高かったのである。実際、ほとんどの地方自治体の教育行政の機構改革においては、「社会教育」の看板をそのまま「生涯学習」に代えただけでしかなかったのが地域レベルでの実情ではなかっただろうか。

このように見てくると、「生涯学習」には大きく分けて、二つのとらえ方があることが分かる。一つは、ユネスコで提唱された「生涯教育Lifelong integrated education」に引き付けて理解するとらえ方で、ここでは、教育を青少年期の限られた期

間に限定された社会機能とはとらえず、むしろ従来の学校教育と社会教育という枠を取り扱った教育と、それに相応した学習という意味が力説される。他方、もう一つは、こうした生涯学習機会の主たる提供者が、現実には旧来からある教育行政担当者でしかないという事実に由来するとは思われるが、生涯学習とは社会教育が掲げてきたテーマを別の表現で表わしたものにすぎないという理解で、この場合には生涯学習とは社会教育における、ないしは社会教育に支援された学習を主に指すことになるのである。

3 ボランティアとは何か

生涯学習の意味が上記のようなものであるとして、では、ボランティアの方はどういう意味なのであろうか。

こちらの方は、そもそも定まった日本語訳ができていないことにも現われているように、その概念を日本語で適切に表現することが、かなり難しい概念である。加えて、日本の場合は、阪神・淡路大震災以後、ボランティアといえば「福祉団体ボランティア」を指すというかつての状況が崩れ始め、NPO法の施行などもあって、この概念の著しい流動化が現在では見られる。そこで、ここではまず、外国の代表的なボランティア研究である D・H・スミスらの議論 (Smith, D.H., Reddy, R.D, and Baldwin, B.R., "Types of Voluntary Action: A Definitional Essay," in idem.(eds.), *Voluntary Action Research: 1972*, Massachusetts: Lexington, 1972, pp.159-195.) から、この概念の把握を試みてみることにしたい。

スミスらは、ボランティア活動を支える個人のボランタリーな行為に注目し、それがどのような動機に基づく行為であるかを明らかにしている。彼らによれば、ボランタリーな行為とは、まず第一に「生物・社会的に決定される bio-socially determined 行為ではない」活動であるという。そして、生物的に決定される行為とは、たとえば、食事や睡眠や呼吸や性行動のように、生物体としての人間が意識的ないし無意識のうちに取る行動であり、また、ここでいう社会的に決定される行為とは、「社会的動物」としての人間が示す最低レベルの社会適応行動で、家族や仲間との交わりに伴う行動（身繕い、子どもや老親の世話をなど）である、という。

さらに、彼らによれば、ボランタリーな行為とは、「社会・政治的に強要される

socio-politically compelled 行為ではない」活動もあるという。そして、ここで社会・政治的に強制される行為とは、あらゆる種類の社会・政治的に規定される行為ではなく、「主に物理的暴力によって強制された社会的行為、物理的暴力の使用についての直接的な、非常に蓋然性の高い脅迫によって強制される社会的行為、あるいは、強度の、社会・法・政治・経済的制裁の恐れによって主に動機づけられた行為」(同論文、161頁)であるという。

そしてさらに、ボランタリーな行為とは、「経済的に決定された行為でもない」活動であるという。つまり、賃金の獲得、利潤の追及、出費の回避など、直接的でしかも蓋然性の高い経済的な効用への願望によって主に動機づけられた行為ではないのが、ボランタリーな行為であるという。

彼らはこれら三つの行為以外の行為がボランタリーな行為だと言うのだが、この定義づけには2つの顕著な性格が認められる。それは、一つには、ボランタリーな行為が「残余的」にしか規定できていないことである。言い換えれば、人間のさまざまな行為のなかでは、ボランタリーな動機に基づく行為は非常に幅が広く、それ自体をポジティブに規定しようとすると、必ず、取りこぼされてしまう部分が出てくることを、この定義づけの努力は示しているのである。そして、第二には、このこととも関連して、ボランタリーな行為は基本的に「程度」の問題でしかないということである。定義の中で何度も「主に」というフレーズが登場するが、現実にわれわれが見る行動は、これらの動機が複雑に混ぜ合わされた行動であり、純粋に上記の行動だと呼べるものは、M・ウェーバーが言う意味での理念型でしかないかもしれないのである。

加えて、彼らのボランティアについての定義も参考になる。彼らによれば、「ボランティアとは、ボランタリーな行為に参与し、しかもこの行為の結果としてほとんど、ないしはまったく直接的な経済的利得を受け取らない人である、とほぼ規定できるかもしれない」(同論文、172頁)という。これもまた、きわめて茫漠とした定義であるが、一つだけ明快な点がある。それは、ボランティアの場合は、「無償性」が前面に出てくるという点である。そしてまた、ボランタリーな行為がすべてボランティアではなく、「ボランタリーな非ボランティア voluntary non-volunteer」という存在もありうることを、この定義は示しているのである。さらに、彼らは、ボランティアの彼ら流の定義では、趣味やレジャー活動にもそれが当てはまってし

またために、ボランティアが展開される場面を「公的に組織された社会的文脈」とした。この限定について、彼らはあまり多くを語っていないし、ここでいう「社会的文脈」があくまでも個人が置かれた状況を指しているのか、それとも人間の存在そのものを指すのかは不明である。だが、後に触れるように、筆者には、この限定は非常に重要な限定であると思われる。

さて、ひるがえって、今度は日本におけるボランティアの定義を見てみよう。日本の場合、90年代に入ってから顕著になってきた（これはけっして、この時期に始まったというわけではない）国のボランティア推進政策の影響もあってか、ボランティアの概念の拡張が近年になって急速に際立つようになってきている。それについては後述することにして、まずは古典的な日本の定義から見てみたい。

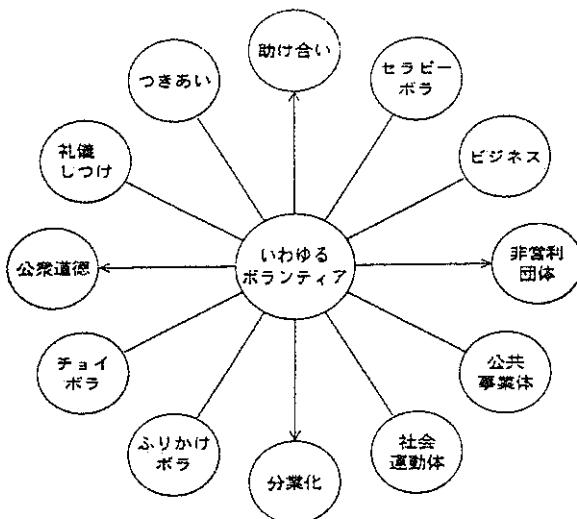
ボランティアに関しては、日本では何といっても全国社会福祉協議会と大阪ボランティア協会の二つの機関の理論的・実践的指導性が高い。そこでこれらの団体の説明にまず耳を傾けることにしよう。まず、全国社会福祉協議会の方は、ボランティアの大きな特徴として、「自発性」と「奉仕性」そして「無償性」の三大特徴を挙げている。（ボランティア研究会編『増補日本のボランティア』全国社会福祉協議会、1978年、など）他方、大阪ボランティア協会の方は、「自発性」、「福祉性」そして「無給性」の3点を（後に継続性が入って4点になるが）ボランティア活動の特性として（大阪ボランティア協会編『ボランティア・ハンドブック 75/76』同協会、1976年、など）挙げている。

これは偶然の一致なのか、それとも両者の間に理論的な交流があったための一致なのか、筆者には窺い知れないが、いずれにせよ、使われた言葉は若干異なるが、表現しようとしている内容はまったく同じだといってよいであろう。つまり、ボランティアとは、まず、その言葉の語源である*voluntas*（自由意思）からして、なによりも自主性・自発性・主体性をその核に置き、他者ないし社会の福祉の向上を目指に置き（公共性）、そしてそうした行為に対する金銭的な見返りを顧慮せずに行うものと定義づけられたのである。なお、付け加えておくと、「福祉性」というのは、「自己のみの利益ではなく、共同体（コミュニティ）の成員や、苦難をもつ一人ひとりの人間の福祉を向上させるもの」（大阪ボランティア協会『ボランティア＝参加する福祉』ミネルヴァ書房、1981年、30頁）と考えられているから、少なくとも理論的には、この「福祉性」とはいわゆる社会福祉の対象と考えられる人々の「福祉性」

に限定されてはいなかったことも知っておくべきであろう。

さて、日本の場合、ボランティアは当初からポジティブに定義づけられていたことが分かったが、90年代に入ると、こうした定義の「狭さ」が逆に指摘されるようになった。そうしたことは、たとえば、行政向けの雑誌である『都市問題』1993年10月号の特集「ボランティアと行政サービス」などで顕著に窺える。そこでは、盛んに「ボランティア自体の多様化」と「今日的ボランティア」が語られ、「従来のボランティアではなくくれないボランティアの登場」が本題になっていた（もっとも、雑誌の特集でよくあるように、そうした問題意識を共有していない寄稿論文もあるが）のである。この種の多様化論は、日本におけるボランティア概念の変化を知る上で実は興味深い側面をもっている。そのことを、木原孝久の議論（「ボランティア活動の新しい潮流——参加型福祉社会の創造——」『社会福祉研究』60号、1994年）から示してみることにしよう。

木原は、90年代に入ってから、企業も学校も、公民館も、地域の各種団体（婦人会や農協や生協も）、さらにマスコミも本腰を入れてボランティア活動の振興に乗り出し、「一億総ボランティア」の時代に社会全体が入っていきつつあるとの認識に立つ



出典：木原孝久「ボランティア活動の新しい潮流」

『社会福祉研究』60号（1994年7月）、171頁、図1より

て、最新のボランティア「元気刈」を描いて見せた（前頁図参照）。

この図では、まず真中の「いわゆるボランティア」が、上で見たような古典的な定義に当てはまるボランティアで、彼自身の言葉では「篤志家」的なボランティアを指している。この図は、こうしたボランティアの周りに、「多少の差はある『ボランティア』の要素が含まれていると思われる営みが無数に分布するようになった」（同論文、171頁）ことを示しているのである。もっともこの図には聞き慣れない言葉も多用されているので、いくつかの語注が必要であろう。まず、図の中で、「分業化」とは、ボランティアが地域の中で、種類別に分かれたり、コーディネート機能に特化するものが現われたりというような、ボランティアの専門分化の傾向を指している。その左隣の「ふりかけボラ」とは、本来ボランティア活動とは無縁であった趣味のグループなどが、その活動の中に少しだけボランティア的なものを入れることを指し、「ちょいボラ」とは、かつての「小さな親切」のような類の個人の親切行動を指している。また、最上部の「助け合い」とは、自分が抱えている問題を相互扶助によって解決するタイプのグループ活動で、他者への援助は、あくまでも「おすそわけ」という特性をもつ。その右隣の「セラピーボラ」とは、ボランティア活動によって活動者自身の自己治療をめざすもので、具体的には非行少年などの更生のための老人ホームなどの奉仕活動をさしている。さらに、右側の「非営利団体」や「ビジネス」は、ボランティア活動が機能的に高度化した形態で、有償化されはするが、ボランティア性を失わないものを指している。

木原は、図のさまざまの方向性をある程度は原理的にとらえている。つまり、図の左側ほど「自発性」が薄れ、どちらかというと社会生活を営む上での「義務」に近づき、また右側にいくほど、「見返り」の要素が強まり、さらに上方では自己利益の要素が強まり、さらに下方では「専門技能性」の要素をとらえていると思われる。

さて、これらの要素の組み合わせや、中間的な形態が振り分けられる位置の適否はここでは問題ではない。むしろ、彼が「ボランティア的」としている要素が、広い意味での「公共精神」に近づき、旧来からのボランティアの三原理のうち、少なくとも二つの原理（無償性と自発性）が薄ると見るところが重要である。つまり、彼はボランティア性とは結局の所、「程度」の問題でしかないし、「ボランティア」とは今まで呼ばれなかったものも、「ボランティア性」はありうると見ているのである。瞼眼な読者はすでに気がついたと思うが、木原が表現しようとしているのは、

実は、前に挙げたスマスらの「ボランタリーな行為」を具体的に、そしてポジティブに表現しようとしているのである。

おそらく、ボランタリーな行為がほとんど自明視されてこなかった日本の市民社会の特殊性によるのだと思われるが、日本ではボランタリーな行為の中の「ボランティア」の行為だけが、先に知られるようになってきた。ところが、近年、人々の間で、ボランティアとは言えないかもしれないが、たとえば、NPOなどのボランタリーとは言える活動が、日の目を見るようになってきた。しかし、こうした活動を適切に表現する言葉は、残念ながら今のところ、日本には存在していない。そのために、逆にボランティアという言葉の方が、意味の拡張を求められるようになってしまったのである。木原の議論の主題は、ボランティアが多様化してきたことにあつたが、実はそうではなくて、むしろボランティア以外のボランタリーな活動が、日本でもようやく存在感を主張できるようになってきただけなのである。

4 生涯学習とボランティアとの交錯

以上見てきたように、現在では、生涯学習もボランティアも、ともにかなりの広がりを持つ意味空間の中で使われている。

ところで、こうした多義的な意味をもつこの二つの言葉は、その連接においてもいくつかの異なる解釈が可能である。この解釈の錯綜に関しては、国の答申が何よりも参考になると思われる。

生涯学習審議会は1992年に『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』という答申を提出している。そこでは、生涯学習とボランティアとの関連に関して、次の3つの視点が提示されている。すなわち、ボランティア活動そのものが生涯学習になるという視点、ボランティア活動を行うために必要な知識・技能を習得するための生涯学習と、学習の成果を活かし深める実践としての生涯学習、生涯学習を支援するためのボランティア活動、である（岡本包治『生涯学習と社会教育』全日本社会教育連合会、1994年、162頁）。これらの視点は、言い換えれば、ボランティア＝生涯学習、生涯学習＝ボランティア、生涯学習によるボランティア、そしてボランティアによる生涯学習、の4つの連接方法を示唆したものと考えられる。筆者も基本的にこうした解釈の方法に異存はない（ただし、それはあくまでも

繫げ方だけで、内容の理解については別である）ので、以下それぞれの繫げ方における意味の内包をとらえてみることにしたい。

（1）ボランティア＝生涯学習

「ボランティア活動自体が生涯学習になる」という時、そこで語られる「生涯学習」が、先に見た概念区分で言えば、本来の生涯学習の意味で使われていることは明らかであろう。ボランティア活動の場及び契機は、それこそ社会の中で無数に存在しており、しかも、そこではボランティアの行為者とその行為の対象（者）との間で、ある種の経験の交流が必ずなされている。行為者は自己実現を図りながら、しかも他者との交流の中でそれを達成するのであるから、当然、そこには「教育作用」が生まれてくる。「ボランティアによって相手にしてあげたというよりも、自分が相手（ないしは対象への働きかけ自体）から学べた」とは、ボランティア自身がしばしば口にする言葉であるが、ボランティア活動は本来的に学習の側面をもっているのである。

とくに、生涯学習の核になる「アンドラゴジー（成人教育）」論では、成人教育における、自律的な学習と相互学習との相補性、学習と地域的課題ないし生活上の課題との結合、学習成果の即時的応用、などの意義が強く説かれている。他方で、これらの要素は、まさにボランティアが身をもって体験できるものもある。ボランティアは、自主性がなければ始まらない。ボランティアには常に対象があり、相手ないし対象との相互理解のない働きかけでは、ボランティアが成立しない。そして、ボランティアは、身の周りで一般的には実行され、また、活動の成果はすぐに自分に返ってくる。つまり、ボランティアは、すでにそれ自体が、生涯学習たりうる性格を本来的に備えているのである。

なお、ついでに言えば、ここでのボランティアは、何も狭義のボランティアに限られるわけではない。そもそも学習は強制的であっても成り立つ。学校教育の中にボランティア学習を取り入れる動きは、ボランティアをある種の体験学習として利用しようとするものであり、それは同時に社会性、公共性を体感させる道徳教育をも目指そうとするものであると言えるだろう。こうしたボランティアのいわば「強制」は、もちろん、本来のボランティアではない。またそれ自体が、ボランタリーな行為だとも言えない。しかし、ボランタリーな行為は、前に見たように「生物・

社会的に決定される行為」ではないから、個人的な世界から抜け出て、社会的な学習を通じてしか体得することができない。ボランタリーな行為は程度の問題でしかない以上、初発の動機よりも、むしろ、動機の変化に注目するのが、ここでのボランティア理解だと言えるであろう。

(2) 生涯学習＝ボランティア

ボランティア＝生涯学習が自明な事柄であるのに比べて、等式を逆転させた生涯学習＝ボランティアの方は、必ずしも自明なものではない。たとえば、広義の生涯学習では、諸種のメディアを利用した「個人学習」も学習方法の一つになる。その場合には、学習に自発性はあるとしても他者との相互交流はないので、原理的には個人の「趣味」「娯楽」と同列に置かれる事になるだろう。また、自己陶冶や教養の向上を目標とした生涯学習は、学習成果はあくまでも当人だけに還元される特性をもっている。「学びたいから学ぶ」こうした趣味や娯楽は、たしかにボランタリーな活動の一つではあるが、「自己」という限定された空間から抜け出していく契機は見い出せない。

とすれば、「生涯学習＝ボランティア」となるためには、生涯学習にある程度の限定を加えないところは言えないということになるであろう。それは、どのような限定であろうか。

ここからは、私見になってしまいますが、ボランティア性の共通基盤である、「公共性」がそれであると思われる。前にみたスミスらの「ボランタリーな行為」規定では、ボランタリズムは、ネガティブに定義され、それ自体はポジティブには定義されていなかった。しかし、「でない」活動とされたものは、その行為の結果がすべて個人に帰属する点で共通性をもっているのである。生物・社会的行為は、それがなければ、個人が社会的な生物として生きていけなくなる行為であり、社会・政治的行為も、直接的な「脅迫」からの自己の回避行為であり、経済的行為は、自己利益獲得のための交換行為である。これらは、いずれも自己の生存を確保するためのいわば防御的な活動である。これにたいして、「これらではない」活動でしかもいわゆる「趣味」や「レクリエーション活動」のような自己充足活動とは異なる活動とは、社会に向かって積極につながりを求めていく活動であり、個人の活動でありながら、それが常に社会との関係性のなかで完遂される活動なのである。

こうした活動には、古来さまざまな呼称が付けられてきている。その代表的なものが「愛」であろう。愛は個人から発しながら、しかもその行為の帰結は他者に及ぶ。ボランティアがキリスト教的なチャリティや仏教的な慈悲と結び付けられて実践されてきたのは、このことの一つの証左であると思われる。しかし、先の活動は何も愛だけではない。「義務」もこうした活動の一つである。義務は、個人が社会から受けた（と思う）負債を社会に対して返済する行為である。もちろん、義務が「法的に」規定されている場合、その行為は「社会・政治的行為」になる可能性は高い。また、日本のように社会的な制裁が高度に張り廻らされている社会では、たとえ、義務が「法制化」されていなくても、義務が「社会・政治的行為」になることは多い。しかし、原理的には義務が「道徳」である限り、その行為は直接的な暴力の脅迫を背景とした「社会・政治的行為」からは外れる契機が登場してくる。ボランティアが「好きでやっている」と自他ともに認めながら、しかも非常に強い義務感に支えられて「継続性」を示すことがあるのも、こうした事実の反映であると思われる。

これらの活動の特性は、それが結果的に社会の現在の状態からのプラス方向への改善を伴っていることである。これをある人は「福祉性」と呼び、また人によっては「奉仕性」と呼ぶ。さらに「公益性」、「利他性」という場合もあるが、ここでは「公共性」と呼んでおきたい。というのも、スミスらの行為分類にあったように、これは人間についての存在論を前提にしているからである。つまり、スミスらが言うように、人間の行為にはそもそもボランタリーな行為が現実としてある、という認識には、人間が本質的にそのような存在であるという断定が含まれているのである。こうした存在論は、「人間は社会的存在である」とか、「人間は類的存在である」という形で表現されたりするが、それは要するに、人間が「私的な生活」に生きるものだけではなく、「公的な生活」に生きるものでもあることを別様に述べたにすぎないものである。であるとすれば、人間は私的な幸福を追及するだけでなく、公的な幸福も追及する存在であることは自明になる。両者が重ならないことや、各人にとつて両者の意義の多寡に相違はあるかもしれないが、公的な幸福が「私」の幸福でもある点は変わらない。こうした事態を示すには、「公共性」の語が、今の所は表現したい事柄をもつとも適切に表わせる言葉であると思われる。

以上、やや長くなつたが、ボランタリーな行為に普遍的に認められる要素は、こ

の公共性であると思われる。この点で、前に挙げた木原の「ボランティアの元気図」で、古典的なボランティアの三大要素とされるもののうち、「無償性」と「自発性」にはゆらぎがありながら、「福祉性」には動搖が見られなかつたことは、こうした認識が必ずしも筆者だけのものではないことを示していると思われる。

この点はこれからさらに議論を深めるべき重要な論点であるが、いずれにせよ、公共性がボランティアな行為の重要な要素であるとすれば、「生涯学習＝ボランティア」となるためには、学習事項の中に「公共性」が認められなければならなくなることは明らかであろう。それは、けつして先の答申にあったような「ボランティアを行うために必要な知識・技能の学習」だけには止まらない。むしろ、それは、ある種の社会教育論者が語るように、生活者が生活課題から出発して、その課題解決学習を通じて課題を克服していくような文化運動に近いものになると思われる。それは、「住民ニーズ」の調査から学習テーマを決定するなどという社会教育行政で頻発する発想からは、はるかに離れたものであることは言うまでもない。

(3) 生涯学習によるボランティア

「生涯学習によるボランティア」と次節の「ボランティアによる生涯学習」は、一般的に、社会教育に偏向した意味での「生涯学習」と、狭い意味での「ボランティア」の意味空間の内部で理解されてきている。これは、おそらく、「社会教育ボランティア」が社会教育の分野で長く語られてきたことと関連していると思われる。

試みに本稿の「1 はじめに」で挙げた『社会教育ボランティア』のテキストを見てみると、そこでは「社会教育によるボランティア」について、次のような項目が挙げられている。「行政の行うボランティアの発掘と養成」、「施設におけるボランティアの発見と養成」、「青少年ボランティアの発見と養成」、「公民館が育てた婦人ボランティア」、「社会教育が育てたボランティア活動」等々。あるいは、より行政用語の多い表現では、「社会教育有志指導者育成事業」など。

これらに共通しているとらえ方は、社会教育がボランティア活動の誘発役になることである。「育成」がここではキーワードである。こうした発想を官僚統治のパトーナリズムの現われだと批判することは容易であるが、筆者にはそのことよりも、むしろ、「育成」される内容とその目的に問題が感じられる。

まず内容であるが、それは、育成の目的と完全に結びついている。先のテキスト

には、実は「育成と活用」という項目も目につくのであるが、「育成」は「活用」のための前段階として位置付けられている。したがって、その育成の内容は、「活用」先につながる施策によって選択されているのである。

では、その施策とは何か。それは、ボランティアによる社会教育なのである。

(4) ボランティアによる生涯教育

ボランティアを社会教育の中で活かすという発想は、はじめに触れたように、意外に古くから社会教育の世界では語られてきた。すでに1971年の社会教育審議会の答申の中で、「今後、国民の自主的学習の多彩な展開を促進する中心的な力となるものは、民間における有志指導者のエネルギーである」として、「民間における有志指導者」の拡充が重要だと提言がなされていた。ここで言う「有志指導者」の表現はその後「生涯学習を促進・援助するボランティア」となどと呼ばれるようになるが、意図している内容は、一貫している。それは「有志指導者（つまりボランティア）」によって社会教育需要の増大に応えさせようというのである。

では、こうしたボランティアにはどのような役割が想定されているのであろうか。教育行政向けのテキストである岡本包治編著『これから指導者・ボランティア－養成、研修、活用』（ぎょうせい、1992年）では、「生涯学習ボランティア」の諸活動の類型として、次のようなものを挙げている。①自分及び他の人の学習体験を人々に語ること、②さまざまな学習情報を提供すること、③他の人の学習活動について相談にのること、④自分の学習したことを他人に披露してあげること、⑤自らの学習成果を他の人に教えること、⑥他の人にボランティア活動を行うよう働きかけること、⑦求める側と供給する側との仲介をすること、⑧学習機会を作り出すこと、⑨生涯学習をする人たちの条件をよいものにすること、⑩地域づくり活動に学習成果を生かすこと（同書、1－4頁）。

これらが「生涯学習ボランティア」の活動として考えられているものだが、これは、結局、生涯学習にともなうあらゆる活動をボランティアがカバーすることを意味している。なぜなら、ここでは、まず学習指導者としてボランティアが位置付けられ（④、⑤、⑩）、さらに学習への相談役（③）、学習への促進役（①、②、⑥）、学習機会の創出・改善（⑧・⑨）、そして学習のためのコーディネーターの役（⑦）まで、学習者に対する教育サービスを一般に成り立たせるすべての機能が含まれているから

である。実際、同書の「生涯学習指導者・ボランティアに求められる資質・能力」をまとめた一覧表（下表参照）においては、学習ボランティア（指導型）に求められる資質・能力は、専門的指導者（チューター型）に求められる資質・能力とまったく同じ種類とレベルであるとされているのである。

生涯学習指導者・ボランティアに求められる資質・能力

(指導者の種類別)

求められる資質・能力 指導者・ボランティアの種類		① 生涯学習の意義・原理の理解	② 生涯学習指導者の役割の理解	③ 対象者の理解	④ 指導計画の立案・展開・評価に 関する知識・技術	⑤ 団体運営の技術	⑥ 学習指導法に関する知識・技術	⑦ 学習相談の知識・技術	⑧ 指導内容に関する専門的知識・技術
専門的指導者	講義型	○	○	○			○		○
	チューター型	○	○	○	○	○	○	○	○
学習集団運営のリーダー		○	○	○		○			
コーディネーター（奨励員等）		○	○	○		○	○	○	
学習ボランティア	援助型	○	○	○		○			
	指導型	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) ○印は基礎的な知識・技術が求められる事項

◎印は一定程度以上の専門的な知識・技術が求められる事項

出典：岡本包治（編）『これからの指導者・ボランティア』（ぎょうせい、1992年）
49頁、表21より

こうした位置付けは、一見すると、ボランティアを非常に高く評価したものであ

るよう見受けられる。生涯学習には、大学教員やカルチャーセンターを始めとした民間の専門家、さらには社会教育関係の専門的行政職員も数多く関与している。生涯学習ボランティアは、それらと肩を並べる「資質・能力があるもの」とするのであるから、ボランティアの位置付けとしてはこれ以上のものはないように思われる。では、ボランティアとそれ以外の「専門家」とはどこが異なるのであろうか。

それは、まさに「ボランティア」という規定に関わっている。社会教育では、「ボランティアは社会福祉の独占物ではない」という、それ自体としては正当な主張を長らく掲げてきた。しかし、ボランティアの定義としては、日本の古典的な定義である、自発性、公共性、そして無償性の3原則を否定することはなかったと思われる。これら三原則の中で、公共性は、教育という機能自体が社会的・公共的な性質を備えている以上、ボランティアも専門家も共に備えている。そうなると、結局、自発性と無償性が、専門家とボランティアとの相違点ということになるであろう。そして、重要なのは、専門家にはこうした点は求められず、むしろボランティアの方が、前述した資質・能力に加えて、こうした特性を求められているということである。

だが、教育という社会機能を考えると、これはいささか奇妙な設定である。というのも、教育の専門家が一方に存在しながら、教育のボランティアの方が、それ以上に厳しい条件を求められるとしたら、そもそも教育の専門家など不要になるのではないだろうか。もちろん、社会教育が、そこまで考慮した意味で生涯学習ボランティアを語っているとすれば、それはそれで一つの見識であると思われる。なぜなら、すでにアンドラゴジーのところでも触れたように、生涯学習とボランティアとは、もともと親和性の高い活動同士であり、自己学習が他者教育と相補的な関係にあることも、教育学的には常識に属す事柄だからである。

しかしながら、いくつかの危惧すべき問題がそこにはあるように思われる。一つは、そこで予定されている「学習事項」の「通俗性」である。生涯学習ボランティアの登録では、「郷土料理の料理法」の伝授とか、「わら工芸」、「漬物の技法」などの生活技能伝授や、書道や歌謡、舞踊などの趣味・芸能、そしてスポーツ技能やレクリエーション技能（とくに青少年向けの）の指導が、具体的な事例としてしばしば挙げられている。こうした学習事項の理解は、「住民は誰でもボランティア」という視点から、気楽な登録を呼びかけるための方便ではあるだろう。また、現実に、

こうした学習事項についての「有志指導希望者」の数の多さと、こうした事柄への学習ニーズの多さによるものとは言えるであろう。だが、従来の社会教育が、そうしたものこそが「社会教育」の学習内容なのだとしてきた側面も否定できないようと思われる。もし、生涯学習においても、その学習事項がこうした社会教育の学習内容に終始するのだとすれば、それは、社会教育が「通俗教育」とされた思想系譜を今も引くものだと言われても、返す言葉がないように思われる。ボランティアは、むしろ「公共性」を強く帯びた活動である。学習事項が学習者の私的な生活世界の中で止まってしまうような学習は、幅の広い生涯学習へのきっかけとしては認められても、そこから先が無い限り、社会的に継続するエネルギーは保ち難くなるであろう。

問題のもう一つは、縦割行政の弊害の一つでもあるが、生涯学習ボランティアが、あくまでも「学習ボランティア」に固執しすぎる問題である。すでに見たように、ボランティア活動の特性は、それがきわめて限定しにくいものであるところにあった。ボランティア性にはファジーな部分が多いのである。ところが、社会教育行政は、もともと学校教育行政と自己を差異化することを求められてきた。さらに、ボランティアに関しては、基本的に日本では社会福祉協議会の管轄という認識が行政内部では強かった。そのため、「社会教育ボランティア」の時代から、社会教育では、社会教育で管轄すると考えられた政策課題の内部世界に置けるものだけに限定して、「学習ボランティア」をとらえる傾向が強かった。そのため、社会教育行政マン向けのテキストなどでは、ボランティアは行政の補完手段、安価な代替手段ではない、といふら謳っていても、現実には、社会教育が求める政策遂行の手段として、それに適合するボランティアだけが選択的に優先されてしまうのである。となると、多様なボランティアをより幅広く支援するというよりはむしろ、施策の手足となるボランティアだけを「育成し、活用」しようとする方向が強化され、「管理されたボランティア」という概念矛盾が生まれやすくなっていくのである。

5 おわりにかえて

以上見てきたように、「生涯学習ボランティア」は、本来的には、大変幅の広い、そして多義的な意味空間を伴う言葉として、内容を深めていける言葉であった。と

ころが、これが社会教育の世界で使われるようになると、極端にその意味が限定され、しかも、社会教育行政施策のための一手段として位置付けられるようになってしまう。社会福祉協議会を通しての福祉ボランティアの「育成と活用」政策が完璧にそうであったように、教育行政の世界でも、ボランティアは政策実現のための手段としてしか基本的には位置付けられてはいないのである。

もし、われわれが「生涯学習」を広い意味でとらえ、そしてボランティア性を「公共性」を軸としながらしかも多様な要素を含みこみうるものとしてとらえるならば、生涯学習とボランティアとの接合は、一方が他方の「手段」となるような関係(AのためのB)だけではなくて、むしろ、両者が一体的な関係を作る(A=B)ものだという認識が強化されるようになるであろう。そうなれば、生涯学習もボランティア活動も、ともに社会に対してより開かれた、一層豊かな内容になっていくのではないだろうか。